

**西東京市障害者基本計画・
第7期西東京市障害福祉計画・
第3期西東京市障害児福祉計画**

～計画素案～

令和5年10月
西東京市

目次

第1章 計画の策定にあたって	4
1 計画策定の背景	4
2 計画期間	6
3 計画の対象	6
4 計画の策定プロセス	7
(1) 課題抽出のプロセス.....	7
第2章 西東京市の障害者をめぐる状況	8
1 人口・手帳所持者等の推移	8
2 児童・生徒および教育機関の推移	11
3 市内の障害福祉関連施設の推移	12
第3章 計画の考え方	14
1 基本理念と計画の体系	14
(1) 基本理念	14
(2) 施策の体系	16
(3) 基本方針	18
第4章 西東京市障害者基本計画	24
1 基本的な考え	24
2 取り組む施策	24
基本方針1に関する施策	24
基本方針2に関する施策	34
基本方針3に関する施策	37
第5章 西東京市障害福祉計画	44
1 基本的な考え	44
2 国の基本指針に基づく指標	44
3 障害福祉サービスの見込み量と確保策	52
(1) 障害福祉サービスの体系.....	52
(2) 介護給付	53
4 地域生活支援事業の見込み量と確保策	54
(1) 地域生活支援事業の体系	54
(2) 必須事業	55

第6章 西東京市障害児福祉計画56

- 1 基本的な考え56**
- 2 国の基本指針に基づく指標56**
- 3 障害児福祉サービスの見込み量と確保策.....58**
 - (1) 障害児福祉サービスの体系 58
 - (2) 通所支援 59

第7章 計画の着実な推進に向けて60

- 1 計画の進捗状況のモニタリング60**
- 2 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの提供体制の整備.....60**
- 3 市民参加の推進60**

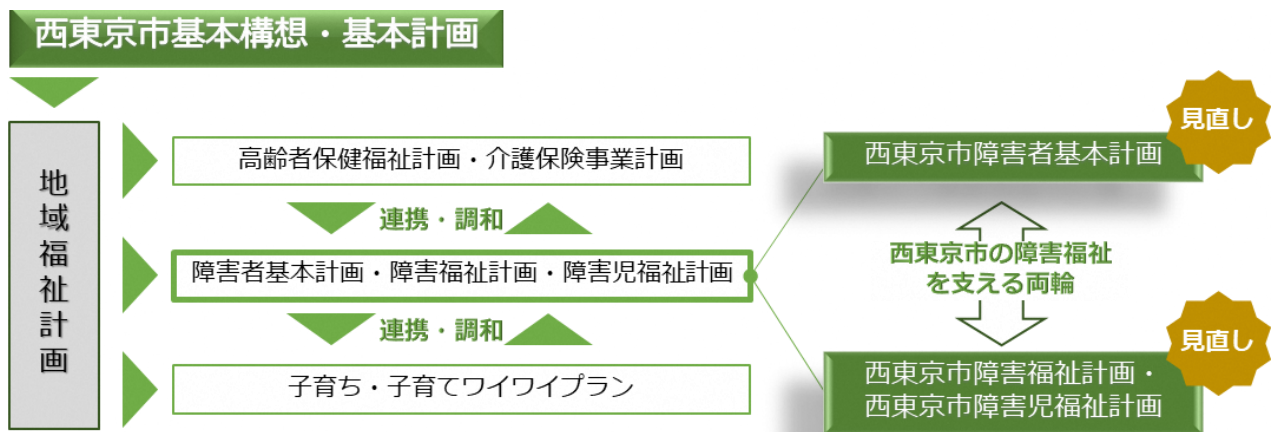
第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本市では、平成 26（2014）年 3 月に、障害者基本法第 11 条第 3 項における「市町村障害者計画」に位置づけられる計画として、平成 26（2014）年度から令和 5（2023）年度までを計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を策定しました。同計画は中間年である平成 30（2018）年度に、計画の見直し（改定）を行い、障害のある人の本市における暮らしに関する総合的な施策を推進してきました。

また、令和 3（2021）年 3 月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法の第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられる計画として、「第 6 期西東京市障害福祉計画・第 2 期西東京市障害児福祉計画」を一体的に策定しました。同計画は 3 年に 1 度の見直し（改訂）が法律によって定められ、障害のある人に必要な障害福祉サービスや障害児通所支援等の福祉サービスの適切な見込み量を定め、提供体制の確保に努めてきました。

この度、「西東京市障害者基本計画」と「第 6 期西東京市障害福祉計画・第 2 期西東京市障害児福祉計画」が同時期に計画期間が満了することに伴い、これまでの本市における障害福祉の取組の総合的な評価を踏まえ、不足している障害福祉サービスや支援の拡充・強化を図り、障害のある人やその保護者・介助者に対して、乳幼児期から高齢期に至る、生涯にわたる切れ目のない障害福祉サービスや地域生活への支えを提供するための、「西東京市障害者基本計画・第 7 期西東京市障害福祉計画・第 3 期西東京市障害児福祉計画」を策定しました。

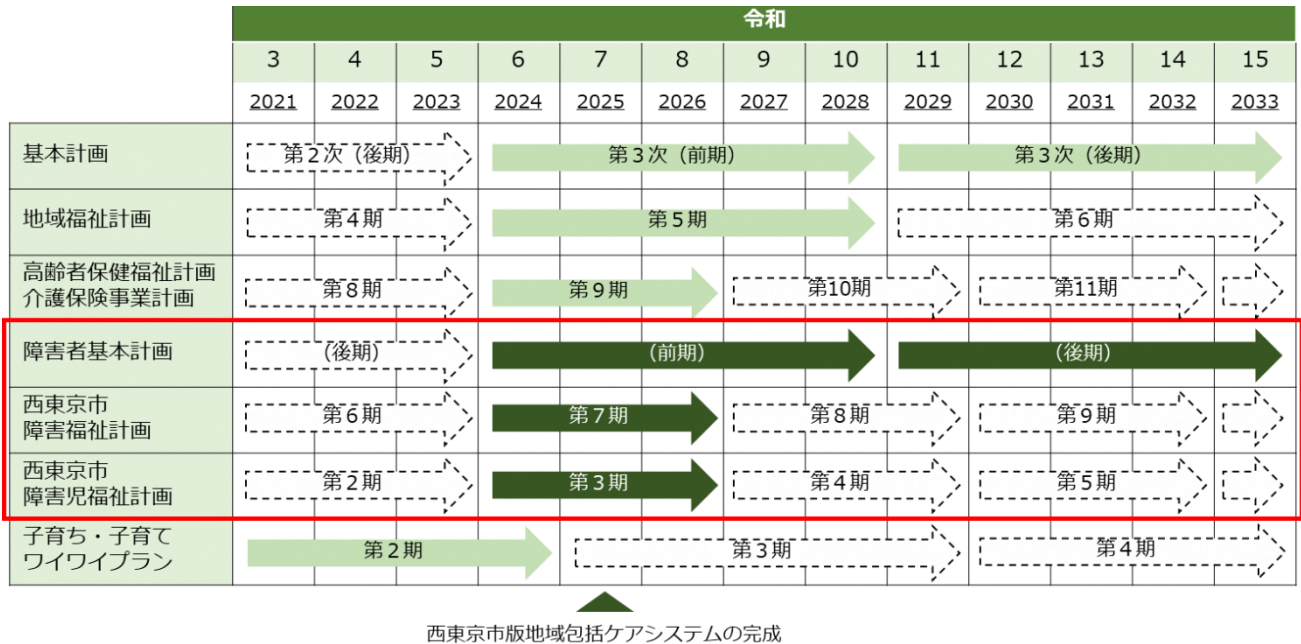


近年の障害福祉をめぐる主な制度等の改正は次の通りです。

平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者自立支援法」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・身体・知的・精神の3障害のサービスが一元化 ・障害程度区分の導入 等 		<ul style="list-style-type: none"> ・現行の障害福祉サービスの提供体制の基本的な仕組みが構築された ・サービスの提供主体が市町村に一任され、「市町村障害福祉計画」がスタート ・障害のある人の「自立した生活」に向けた支援が主目的
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者の権利に関する条約」 署名 (批准は平成26年) ・障害者の市民的・政治的権利、アクセシビリティの確保、教育・労働・雇用等を保障 ・障害に基づく差別を禁止 等 		
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者制度改革の推進のための基本的な方向性」 閣議決定 ・障害の有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現の明記 		
平成23～24年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者自立支援法等の改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害を支援対象として明確化 ・グループホームの利用助成 ・応能負担原則への見直し ・支給決定プロセスの見直し 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者基本法改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、教育・選挙における配慮等を明記 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の「自立した生活」から「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を重視した生活の実現にむけた支援へと変化 ・給付サービスに加えて、地域支援事業による総合的な支援の充実が明記される ・障害のある人の対象が広がり、「難病患者」が支援対象となる
	平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者総合支援法」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・難病患者を支援対象として明確化 ・ケアホームとグループホームの統合 ・地域生活支援事業の追加 ・重度訪問介護の範囲拡大 等 	
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者の権利に関する条約」 批准 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現にむけた法整備が充実 ・「合理的配慮」等の障害のある人の権利擁護の推進 ・医ケア児や発達障害等の障害に関する対象、理解の拡大
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者雇用促進法改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者差別解消法」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・不当な差別的扱いの禁止 ・合理的配慮の提供義務 等 	
	平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを要する障害児への適切な支援体制の構築 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「発達障害者支援法改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の定義の改正と理解促進 ・発達障害者への切れ目のない支援体制 等
令和2年		<ul style="list-style-type: none"> ●「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」 策定 <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの新設(就労定着支援など) ・精神障害に対応した地域包括ケアの構築 ・地域生活支援拠点等の整備 ・障害児サービスの提供体制の構築 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第4次障害者基本計画」 策定 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の権利擁護の推進 ・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ・障害特性に配慮したきめ細かい支援 等
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者総合支援法」の対象疾病の拡大(第5次) <ul style="list-style-type: none"> ・359疾病→361疾病 	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者雇用促進法改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害のある就労者の法定雇用率への算定基礎に加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年施行)に基づく施策の充実 ・福祉・防災関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保、障害のある子どもに対する支援の充実 ・インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備、病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 令和3年施行)
	令和5年	<ul style="list-style-type: none"> ●「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」 策定 <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム等及び地域生活支援拠点の充実 ・人材の確保に向けた研修、周知広報等の拡充 ・成果指標の達成に向けた活動指標の設定 等 	
令和6年	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者総合支援法の改正」 施行予定(令和6年) <ul style="list-style-type: none"> ・障害者等の地域生活の支援体制の充実 ・多様な就労ニーズに対する支援や質の向上 ・精神障害、難病患者への支援の充実 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者雇用促進法改正」 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の質の向上の為の事業主の責務明確化 ・在宅就業支援団体の登録要件の緩和 等 	
令和8年	<ul style="list-style-type: none"> ●第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しの主なポイント <ul style="list-style-type: none"> ●入所等から地域生活への移行、継続の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ●精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築 ●福祉施設から一般就労への移行等 ●障害児のサービス提供体制の医計画的な構築 <ul style="list-style-type: none"> ・医ケア児等に対する支援体制の充実 ・聴覚障害児への早期支援の推進の充実 ●発達障害者等支援の一層の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・パルソトレーニング等プログラムの実施養成推進 ●地域における相談支援体制の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設 ●障害者等に対する虐待の防止 ●「地域共生社会」の実現に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村による包括的な支援体制の構築 ●障害福祉サービスの質の確保 ●障害福祉人材の確保・定着 <ul style="list-style-type: none"> ・ICTの導入等による負担軽減 ●地域ニーズを踏まえた福祉計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ●情報の取得利用・意思疎通の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成 ●障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 		

2 計画期間

本計画の計画期間は、「西東京市障害者基本計画」を令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間を計画期間とし、「第7期西東京市障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画」を令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間としています。



3 計画の対象

本市では、これまでも障害者手帳所持者や障害福祉サービス対象者に限らず、障害や発達に不安がある人やその家族等も支援の対象としてきました。

近年の障害者総合支援法の改正に伴う、指定難病の拡大、発達障害や高次脳機能障害への支援、医療的ケアを必要とする人や子どもへの支援等の必要性に加え、市民の生活環境の多様化・複雑化していることに加え、令和2年から数年間にわたる新型コロナウイルス感染症の感染拡大（パンデミック）（以下「コロナ禍」という。）は、それまでの経済活動や生活様式を大きく変えました。ほかの感染症の感染拡大が発生するなどした際には、福祉的な支援の必要性が高まることも考えられることから、新型コロナウイルス感染症によって生じた福祉的な課題を関係者間で共有すると共に、コロナ禍をきっかけとし、新しい生活様式として広がったオンラインツールを活用していくことが期待されています。

障害福祉サービスの利用の状況に着目するだけでなく、社会的障壁によって日常生活に生きづらさを感じている市民の不安や不満を解消することを目的に、障害福祉施策を推進していきます。

4 計画の策定プロセス

(1) 課題抽出のプロセス

本計画の策定に当たっては、施策の評価による点検とアンケート調査やヒアリング調査による市民や支援者、障害福祉サービス事業者等の意見を踏まえつつ、有識者・当事者・支援者及び市民等で構成される西東京市地域自立支援協議会計画策定部会において、障害者施策の課題を整理しました。

1) 計画の進捗評価

前計画に位置付けられた事業・取組について、庁内の関係各課と連携して施策の達成状況等を確認しました。

評価の実施状況

評価方法	担当課による評価
	評価指標：A から E までの 5 段階評価
A：施策内容に対して目的を達成できている	D：課題の把握までで検討・立案に至っていない
B：改善の余地はあるが、概ね具体化できている	E：未着手
C：事業の検討・立案までで具体化できていない	

2) アンケート調査・ヒアリング調査の実施

障害のある人やその保護者の生活上の困りごと、施策ニーズ、福祉サービスの利用状況や今後の利用意向、利用上の問題を把握することを目的に、市民を対象としたアンケート調査と、当事者・家族団体や障害福祉サービス事業者を対象としたヒアリング調査を行いました。

3) 西東京市地域自立支援協議会計画策定部会における審議

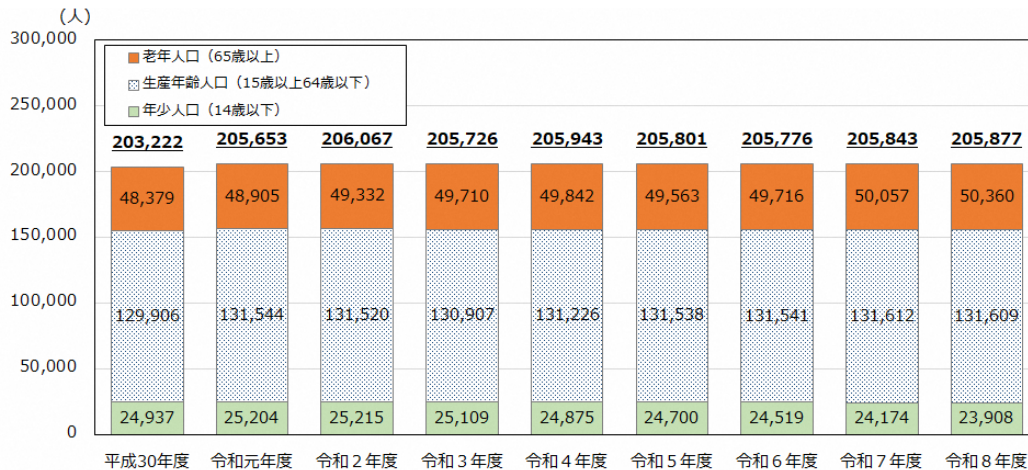
有識者、当事者、支援者及び市民等で構成される西東京市地域自立支援協議会計画策定部会において、基礎情報の整理及びニーズ調査の設計を行った後、前計画の事業評価とニーズ調査の結果分析を実施し、障害者施策における課題整理を行いました。

第2章 西東京市の障害者をめぐる状況

1 人口・手帳所持者等の推移

(1) 人口

本市の総人口は令和元（2019）年度に 20.5 万人を超えて以降、令和 4（2022）年度まで 20.5 万人前後を推移しています。この傾向は今後も継続することが予想されており、令和 8（2026）年度の推計人口は 205,877 人となっています。



出典：西東京市住民基本台帳人口（各年度 3 月末時点）

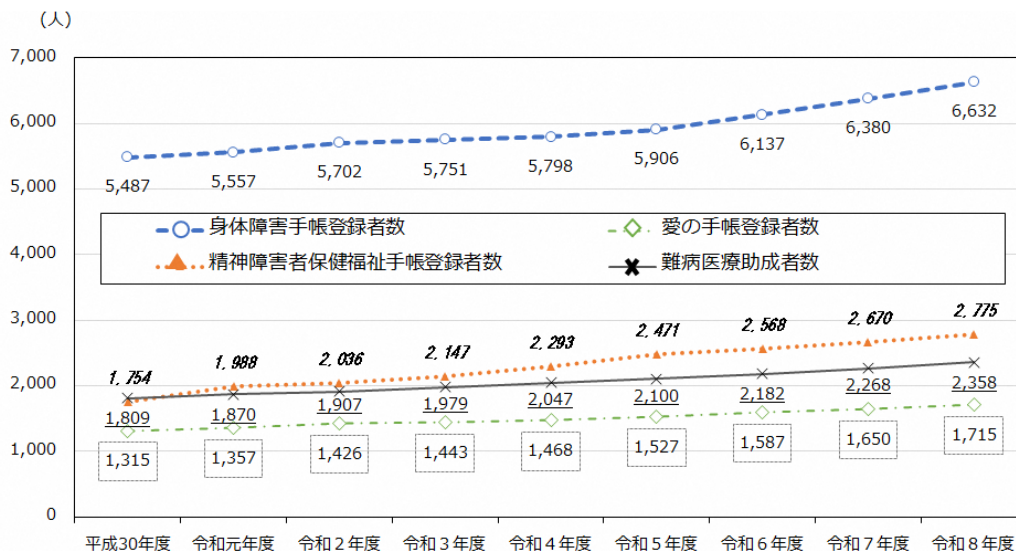
および、令和 5 年度以降は西東京市人口推計調査報告書（令和 4 年 11 月）

(2) 障害者手帳所持者等の人数

本市の障害者手帳所持者等の人数は、手帳等の種別を問わず増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数は令和 4（2022）年度末時点で 5,798 人と最も多いものの、近年は精神障害者保健福祉手帳所持者数が大幅に増加しています。

総人口はここ数年横ばいとなっていますが、障害者手帳所持者等は増加傾向にあるため、今後も手帳所持者数等は増加していくことを見込んでいます。



出典：障害福祉課調べ

(3) 身体障害者手帳所持者数の年齢別の推移

身体障害者手帳所持者数は、18歳以上の方が増加傾向にあり、令和4（2022）年度時点で5,687人に対し、18歳未満の方は減少傾向にあり、令和4（2022）年度時点で111人となっています。

（上段：人数、下段：構成比）

	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
18歳未満	125 (2.3%)	123 (2.2%)	123 (2.2%)	114 (2.0%)	111 (1.9%)
18歳以上	5,362 (97.7%)	5,434 (97.8%)	5,579 (97.8%)	5,637 (98.0%)	5,687 (98.1%)

障害福祉課調べ

(4) 愛の手帳所持者数の年齢別の推移

愛の手帳所持者数は、18歳以上の方が増加傾向にあり、令和4（2022）年度時点で1,169人に対し、18歳未満の方は令和2年度をピークに減少傾向にあり、令和4（2022）年度時点で299人となっています。

（上段：人数、下段：構成比）

	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
18歳未満	290 (22.1%)	296 (21.8%)	321 (22.5%)	319 (22.1%)	299 (20.4%)
18歳以上	1,025 (77.9%)	1,061 (78.2%)	1,105 (77.5%)	1,124 (77.9%)	1,169 (79.6%)

障害福祉課調べ

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和4年（2022）度に2,293人となっており、平成30（2018）年度からの4年間で539人増加（約1.30倍）となっています。

（上段：人数、下段：構成比）

	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
18歳未満	42 (2.4%)	63 (3.2%)	54 (2.6%)	64 (3.0%)	77 (3.3%)
18歳以上	1,712 (97.6%)	1,925 (96.8%)	1,982 (97.3%)	2,083 (97.0%)	2,216 (96.6%)

障害福祉課調べ

(5) 難病患者の推移

難病患者の人数は、経年で 1,800 人前後を推移しています。

	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度
人数	1,809	1,870	1,779	1,809	1,870

障害福祉課調べ

2 児童・生徒および教育機関の推移



特別支援学級・特別支援学校等の学級数・児童数を記載

3 市内の障害福祉関連施設の推移

本市内の障害福祉関連施設等の事業所数は以下のとおりです。

＜ 市内の障害福祉施設の推移 ＞ (事業所数) 各年度4月1日時点

		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
介護給付	居宅介護	30	26	24	24	24	23
	重度訪問介護	25	20	19	19	19	18
	同行援護	10	7	6	6	5	5
	行動援護	4	3	4	4	5	5
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
	短期入所	3	3	4	4	5	5
	療養介護	0	0	0	0	0	0
	生活介護	6	7	7	8	10	10
	施設入所支援	1	1	1	1	1	1
訓練等給付	自立訓練（生活訓練）	1	1	1	1	1	1
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
	就労移行支援	1	3	3	3	3	3
	就労継続支援（A型）	0	0	0	0	0	0
	就労継続支援（B型）	9	9	11	11	12	13
	就労定着支援	1	1	2	2	2	2
	自立生活援助	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助	15	15	16	16	20	22
障害児通所支援	児童発達支援	2	3	3	4	7	10
	医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	17	16	17	17	19	21
	保育所等訪問支援	0	0	0	1	3	3
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	多機能型	1	2	2	2	8	10
相談支援	地域移行支援	4	3	6	5	5	5
	地域定着支援	3	2	5	4	4	4
	計画相談支援	15	14	15	16	15	15
	障害児相談支援	9	9	10	11	11	11
その他	基幹相談支援センター	1	1	1	2	2	2
	地域活動支援センター	3	3	3	3	3	3
	児童発達支援センター	0	0	0	0	1	1

障害福祉課調べ

第3章 計画の考え方

1 基本理念と計画の体系

「西東京市障害者基本計画・第7期西東京市障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画」では、「基本理念」及び3つの「基本方針」、12の「施策の方向性」を、3つの計画に共通する一体的な理念等として、誰にでも伝わるよう、やさしい言葉で定めます。

(1) 基本理念

**あなたも私も ともに自分らしく
ありたい自分でいられる 共生のまち西東京**

西東京市に住まうすべての市民は、障害のある・なしによって分け隔てられることなく、すべての人がお互いに人格や個性を尊重しあいながら、ともに生きていける社会になることを希望しています。なぜなら、障害のある・なしに関わらず、等しくひとりの人間として、同じ尊厳をもって生まれてきた存在だからです。

私たちは、障害のある人が日常生活や社会生活を営むにあたっての障壁（バリア）となるようなあらゆる事柄、制度、慣習、考え方を取り除く努力を続けてきましたが、残念ながらこれらの障壁はまだ存在しています。それでも私たちは今後も諦めることなく、これらすべての障壁を取り除いていく努力を続けていきます。なぜなら、障害がある人の障壁を取り除くことは、障害のある人だけでなく、そのご家族、そして障害がない方にとっても、生涯に渡って生きやすい環境を作り出すことに他ならないからです。

しかし、生活環境が整うだけでは、人の心は十分に満たされるものではありません。障害のない人と同様に、障害のある人やそのご家族も、ありたい自分であること、やってみたいことにチャレンジする自由、そして同時にやりたくないことを強要されない自由があるのです。

やってみたい、努力したい、行ってみたい、誰かを助けたい等という自分の気持ちが尊重され、挑戦する機会が障害のある人にも障害のない人にも公正に存在するとともに、それを支援する環境が求められます。自分一人だけでなく、周囲の誰もがありたい自分を追求できる西東京市を目指していきます。

あなたも私も

- ・障害のある人、難病のある人、未だ病識のない人、介護する家族等（ケアラー）、障害のない人など、誰であっても、分け隔てられることがなく尊重される大切な存在です。
- ・また尊重される大切な存在は、自分だけではなく、他者も同様であることも表しています。

ともに

- ・西東京市のまちづくりにかかわるさまざまな主体が、手を携え、支え合っている様子を表しています。
- ・個の想いや力だけでなく、それぞれが立場や経験を活かし、協働し、支え合うことでより多様化・複雑化する課題に対応していきます。

自分らしく

- ・自分らしさとは、かけがえのない自分のことであり、尊厳とも言い換えることができます。
- ・障害のある人や、介護する家族などが、障害があることをもって差別されたり、自由な意思決定や行動を妨げられることがあってはなりません。

ありたい自分で いられる

- ・学ぶこと、働くこと、地域の様々な活動に参加すること、またはしないことは、障害の有無で区別されることはありません。
- ・障害のある人も、地域の中で、ときには支援を受けながら、能力と意欲を発揮し、自己実現を図ることができる社会が求められます。

共生のまち 西東京

- ・私たちが望む共生社会とは、障害の有無や、病気の有無によって、支え手側と受け手側に分かれることなく、互いに支え合いながら活躍できる社会です。
- ・障害の有無に関わらず、地域の一員として様々な役割や責任をそれぞれの能力の範囲で果たしながら暮らすことは、自然なあり方です。
- ・一人ひとりが地域で起きる問題を「自分ごと」として捉え、地域のみんなで解決したり、適切な支援につながっていく社会をつくれます。

(2) 施策の体系

基本理念 あなたも私も ともに自分らしく ありたい自分でいられる 共生のまち西東京

基本方針1 障害のある人の自立した生活を支えます。

- | | |
|------------------|--------------------------------------|
| (1) 相談支援・ネットワーク | 相談しやすく使いやすい窓口の整備と、相談機関相互の連携を強化します。 |
| (2) 生活支援 | 障害のある方が、必要なサービスや医療を受けられる体制を構築します。 |
| (3) 居住支援 | グループホーム等の住まいの確保や、過ごしやすい住環境を整えます。 |
| (4) 情報・コミュニケーション | 障害特性に配慮したアクセシビリティを確保に努めます。 |
| (5) 子どもへの療育支援 | 障害や発達に遅れのある子どもが、必要な療育を受けられる体制を構築します。 |

基本方針2 障害のある人等の自己実現を支援します。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 雇用・就業支援 | 個々の状態にあった就労環境の確保に取り組みます。 |
| (2) 余暇活動・生涯学習活動 | 地域で楽しめる居場所を確保できるように、様々な活動等の機会を拡大します。 |
| (3) 家族への支援 | 介護する家族の不安を軽減し、家族の自己実現が図れるよう、サービス拡充や環境整備に努めます。 |

基本方針3 地域で安心して暮らせる環境整備に取り組みます。

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 啓発 | 障害等への理解を深めるための積極的な取組を進めます。 |
| (2) 疾病等の予防・早期発見 | 健康づくり、リスクの早期発見等により、障害の原因となる疾病等の予防・早期発見に努めます。 |
| (3) 情報発信 | サービスや支援を有効に活用していただけるよう、わかりやすい発信に努めます。 |
| (4) 生活環境・災害対策 | 障害のある人が安心して暮らせるよう、生活環境の整備と利便性の向上、災害対策を進めます。 |

<用語の説明>

用語	内容
基本理念	本計画の土台となる基本的な考え方です。 今後 10 年の西東京市における障害福祉施策の基本であり、10 年後に実現したい人々の暮らしやまちの在り方を示しています。
基本方針	基本理念を達成するための具体的な方針を示したものです。 本計画では 3 つの基本方針を定めています。
施策の方向性	基本方針を施策のテーマに沿ってさらに具体化したものです。 本計画では 12 の施策の方向性を定めています。

※本計画では、特に分けて記載しない限り、障害のある方には、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下、「障害」と総称する。）がある方であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としてあります。

(3) 基本方針

基本方針 1 障害のある人の自立した生活を支えます。

障害のある方が、自立した生活を送るためには、ライフステージに応じた相談体制と支援体制の充実・強化が必要です。

自立した生活とは、自分のことを全て自分で行うことだけではなく、自らの意思決定に基づき希望する生活を、自らの意思が尊重されながら、必要な支援を受けて実現していくことも大切なことです。

また、障害のある方の多くが、在宅での生活やグループホームでの生活といった、地域での生活を希望しています。グループホーム等の住まいの場の確保を行うとともに、在宅でも安心して生活できる保健・医療の提供体制を充実させていきます。

本市では、家族以外に相談相手がない障害のある方が増加傾向にあります。障害のある方が、自らの意思に基づき、自分らしい暮らしを実現していくための理解者が家族以外にも得られるような交流も重要です。あわせて、相談支援・ネットワークを強化し、相談しやすく使いやすい窓口の整備に努め、社会資源を必要としている方に有効に利用いただけるよう図るとともに、ライフステージによって支援や信頼関係の再構築等による心理的負担を軽減するため、関係機関の連携を強化し、切れ目ない支援を進めていきます。

また、発達障害や難病、強度行動障害や、高次脳機能障害、精神障害など、障害や支援の必要性の程度が軽度から重度まで幅が広く、多様化している中で、様々な障害特性を理解し、共に地域で生活していくためには、幼少期から障害のある方と共に環境を共有することが重要になります。幼少期からの「共に生活する」経験を重ねながら、お互いを認め合うインクルーシブなまちづくりを進めます。

<国の方向性>

地域における相談支援体制の充実強化	・ 基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化
障害福祉人材の確保・定着	・ 事務負担の軽減や業務の効率化等の整備
入所等から地域生活への移行	・ 重度障害者や強度行動障害を有する方への支援体制の充実
障害者等の地域生活の支援体制の充実	・ グループホームにおける一人暮らし希望者への支援の充実
意思疎通支援事業等の拡充	・ 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえ、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の養成や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等）などの支援体制を充実
障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・ 障害特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進
障害児のサービス提供体制の計画的な構築	・ 地域におけるインクルージョンの推進 ・ 医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化	・ 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成の開始日を申請日から重症化したと診断された日に前倒し ・ 難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化

<本市の方向性>

(1) 相談支援・ネットワーク	相談しやすく使いやすい窓口の整備と、相談機関相互の連携を強化します。
(2) 生活支援	障害のある方が、必要なサービスや医療を受けられる体制を構築します。
(3) 居住支援	グループホーム等の住まいやの確保や、過ごしやすい住環境を整えます。
(4) 情報・コミュニケーション	障害特性に配慮したアクセシビリティを確保に努めます。
(5) 子どもへの療育支援	障害や発達に遅れのある子どもが、必要な療育を受けられる体制を構築します。

基本方針2 障害のある人等の自己実現を支援します。

障害のある方が、地域社会の一員として、自らの力を発揮したいという希望を叶えるためには、就労支援体制の充実や地域活動等に参加しやすい環境づくりが大切です。

障害のある方の就労形態は、一般的な企業等での就労から、福祉施設での福祉的就労まで多様であり、職場での職務内容や発揮する能力も一人ひとりで強みや特性が異なります。職場等で能力を発揮し活躍するために必要な理解やサポートは、個性や障害特性によって様々です。一人ひとりの障害特性に応じた、自分に合った就労支援を受けられるよう、職業相談をはじめ、様々な就労支援体制を構築します。

地域活動においては、様々な障害特性を理解され、障害のある方が「居心地が良い」と感じられる居場所を増やす必要があります。また、障害のある方が、様々な機会や場面で地域活動に参加するだけでなく、自らの希望に沿って地域活動を企画・運営することができる環境づくりも必要です。

あわせて、介護する家族（ケアラー）が、日常や将来の不安などが軽減できるよう、家族同士の情報交換や学びの機会を提供するとともに、家族自身の自らの力を発揮したいという希望を叶えていくため、就労環境の整備やレスパイト支援の観点からのサービス拡充も求められています。

日々の生活において、自らが希望する地域での活動を、障害を理由に妨げられることがないよう、誰もが参加・参画できる場づくりを関係機関や地域の様々な主体と連携して進めます。

<国の方向性>

福祉施設から一般就労への移行

- ・一般就労への移行および定着状況に関する目標の設定
- ・地域における障害者の就労支援の関係機関との連携

障害者の多様な就労ニーズ に対する支援及び障害者雇用の 質の向上の推進

- ・重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の就労機会の拡大
- ・障害者雇用調整金等の支給方法の見直し
- ・企業が行う職場定着等に対する助成の強化

障害者による 文化芸術活動等の推進

- ・障害者によるスポーツや文化芸術活動等の多様な社会参加の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進

<本市の方向性>

(1) 雇用・就業支援

個々の状態にあった就労環境の確保に取り組みます。

(2) 余暇活動・生涯学習活動

地域で楽しめる居場所を確保できるように、様々な活動等の機会を拡大します。

(3) 家族への支援

介護する家族の不安を軽減し、家族の自己実現が図れるよう、サービス拡充や環境整備に努めます。

基本方針3 地域で安心して暮らせる環境整備に取り組みます。

障害のある人もない人も、ともに地域で安心して生活するためには、お互いのことを理解し合うことが不可欠です。

調査では何らかの差別や偏見を感じた障害のある人は一定数おり、人権への配慮が求められる状況です。地域の様々な行事やイベントを通じて、市民に対する障害及び障害のある人への理解促進を進めるとともに、当事者団体等と連携して理解の促進に資する効果的な取組を行い、安心して暮らせるまちを目指します。

障害及び障害のある人への理解が進むことは、誰しも障害のある状況になる可能性があることを知ることに繋がります。若いうちからの生活習慣の見直しや、適切な健康診査の受診、心の健康づくり、安全対策を進め、予防対策を進めていくことも必要です。

適切なサービスや支援を有効に活用していただくためには、地域で生活する上で必要な情報をわかりやすく発信することも必要です。必要な人に必要な様々な情報が適切に届くよう、障害特性に配慮した情報発信の取組を進めます。

さらに、地域で安心して暮らせる生活環境を整えるため、ハード面での建造物、道路等のバリアフリー化を進めるとともに、ICTを積極的な活用や各種手続き等の見直しにより手続きの簡素化を図り、利便性の向上を図ります。あわせて、災害時にも安心して暮らせるよう、障害特性に配慮した災害対策を進めていきます。

<国の方向性>

障害者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none">・事業所等における虐待防振委員会や職員研修等の実施・市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の促進
障害児のサービス提供体制の計画的な構築（再掲）	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化	<ul style="list-style-type: none">・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成の開始日を申請日から重症化したと診断された日に前倒し・難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化
意思疎通支援事業等の拡充	<ul style="list-style-type: none">・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえ、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の養成や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等）などの支援体制を充実
地域生活の継続支援	<ul style="list-style-type: none">・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進

<施策の方向性>

（１）啓発	障害等への理解を深めるための積極的な取組を進めます。
（２）疾病等の予防・早期発見	健康づくり、リスクの早期発見等により、障害の原因となる疾病等の予防・早期発見に努めます。
（３）情報発信	サービスや支援を有効に活用していただけるよう、わかりやすい発信に努めます。
（４）生活環境・災害対策	障害のある人が安心して暮らせるよう、生活環境の整備と利便性の向上、災害対策を進めます。

第4章 西東京市障害者基本計画

1 基本的な考え

西東京市障害者基本計画は、10年の計画期間の中で、本市が基本理念・基本方針に掲げる将来像を実現するために、市全体で実施する具体的な施策を取りまとめたものです。

2 取り組む施策

基本方針1に関する施策

(1) 相談支援・ネットワーク

項番	施策名	内容	担当課
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方それぞれに応じた切れ目のない支援を行うため、基幹相談支援センターを中心に地域活動支援センター、相談支援事業所及び関係機関との連携の強化を図ります。 ・お子さんの就学にあたっては、それぞれに応じた切れ目のない支援を行うため、「就学支援シート」を活用することで就学前機関と小学校の連携を推進します。 ・「教育支援システム」を活用し、小学校と中学校の連携の強化も図っていきます。 ・小学生の放課後の居場所である学童クラブでは、関係機関及び部署と連携を図り、学童クラブ指導員・障害児担当補助員向けに研修を行うことで、連携の強化を図ります。 ・お子さんの成長に応じた支援を行えるよう、児童発達支援センターひいらぎを中心に、関係機関同士の相互理解と連携の強化を図ります。 ・子ども相談室ほっとルームと、互いの相談事業について情報交換を行い連携の強化を図ります。 ・子ども家庭支援センターでは、要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用し、連絡会や研修等を通じて、関係機関相互の連携の推進に努めます。 ・障害のある方が65歳を迎えるときは、混乱なく介護保険制度を利用できるように、今後も高齢者支援課と連携します。 ・避難ケースにおいても、速やかに必要な障害福祉サービスに繋いでいけるよう、基幹相談支援センターをはじめ関係機関との連携の強化を図ります。 	障害福祉課 健康課 子育て支援課 児童青少年課 子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課 教育指導課

項番	施策名	内容	担当課
1-(1)-2	地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。 ・一人ひとりのライフステージにおける課題等を共有し総合的な支援を進めていくため、配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議等を通じて、担当課と連携していきます。 ・地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、市立小・中学校現場でのニーズや課題を共有すること等により、障害児の教育にかかわる総合的な支援を多角的に検討し進めていきます。 	障害福祉課 子育て支援課 協働コミュニティ課 学務課
1-(1)-3	地域生活推進のための相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方のライフステージにおける切れ目ない支援を行うため、地域生活支援拠点を面的整備の充実を図ります。 ・地域における相談支援の中核を担う機関として、基幹相談支援センター、地域活動支援センターを中心に、計画相談支援事業所等の連携体制を強化します。 ・地域生活支援拠点にはコーディネーターを配置し、障害者（児）の重度化、障害者の高齢化や、8050問題、親亡き後等の問題等を関係機関と協力連携しながら支援していきます。 ・ケースワーカー制を活用し、相談者にとってさらに身近な相談窓口を目指します。 	障害福祉課
1-(1)-4	緊急時における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の相談と対応が円滑にできるよう、地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実を図ります。 	障害福祉課
1-(1)-5	当事者等による身近な相談活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター児童発達支援センターひいらぎ、民間事業者・関係団体等と情報を共有しつつ、当事者支援の体制を厚くするための当事者支援を進めます。 	障害福祉課
1-(1)-6	民生委員・児童委員の相談活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員活動の質の向上を図るため、新任民生委員委嘱の都度、新任研修等を実施するとともに、東京都民生児童委員連合会・東京都が主催する研修会に現任民生委員を適宜派遣します。 ・民生委員児童委員協議会の地区定例会などを通じて、関係機関からの情報提供を行い、民生委員児童委員の活動に対する支援を行います。 	地域共生課

項番	施策名	内容	担当課
1-(1)-7	地域の課題を解決する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域の力で地域の課題を解決する仕組みづくりのため、地域福祉コーディネーターを調整役として、重層的支援体制整備事業との業務のすみわけをしながら、「ほっとするまちネットワークシステム（ほっとネット）」を発展的に充実させます。 	地域共生課

(2) 生活支援

項番	施策名	内容	担当課
1-(2)-1	民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業所のサービスの質の向上のため、事業所に対し第三者評価制度の受審や運営アドバイス機能の活用を促進します。 事業所間で情報を共有し、より質の高いサービスを提供するための研修の場となるよう、事業所連絡会の開催等の支援に努めます。 	障害福祉課 健康課
1-(2)-2	障害福祉サービスの提供量の確保策	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある方それぞれに応じたサービスを提供するため、関係機関と連携しながら、障害福祉サービスの提供量確保に努めます。 障害のある方の地域生活支援の社会資源の確保のため、情報提供等の支援を積極的に行っていきます。 医療的ケアや重度障害者の支援を実施する事業者への情報提供を積極的に行うなど、誘致に努めます。 	障害福祉課
1-(2)-3	より高度な専門的知識が必要な障害への対応	<ul style="list-style-type: none"> 対応が困難な事例にスムーズに対応するため、相談支援部会において、事例検討を行う等、相談支援専門員の対応力の向上に向けた取組を行います。 「北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会」の活動への参加・協力を通して、広域での支援体制整備について検討を進めるとともに、研修等の開催により対応力の向上に努めます。 高次脳機能障害発生の予防のため、関係各課と周知方法の工夫について検討を進めます。 強度行動障害に対するニーズ把握や、研修等の開催を通じて対応力の向上に努めます。 	障害福祉課
1-(2)-4	障害者虐待防止センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害者虐待防止センターの窓口や地域生活支援拠点等を活用しながら、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応に努めます。 虐待の未然の防止のため、虐待防止に関する普及・啓発に努めます。 	障害福祉課

項番	施策名	内容	担当課
1-(2)-5	精神保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・精神面の課題を持つ場合等、本人が受診行動を起こせないケースに対し、医療や支援を受けられるよう、関係機関と連携を図り、支援体制の整備を進めていきます。 ・メンタルケア会議等のネットワークを有効に活用し、連携体制を構築します。 	健康課 障害福祉課
1-(2)-6	障害のある方が必要な医療を受けるための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方やお子さんに対する医療費の助成を実施するとともに、分かりやすい説明を図ります。 	障害福祉課 健康課 子育て支援課 保険年金課
1-(2)-7	障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の高齢化、高齢者の障害化も踏まえ、将来的なサービスの利用見込み量を推計し、ハード面・ソフト面のサービス提供体制の確保に努めます。 	障害福祉課 高齢者支援課
1-(2)-8	地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材の育成・確保のため、庁内で社会福祉実習の受け入れを行います。 	地域共生課
1-(2)-9	専門的人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援従業者養成研修、及び同行援護従業者養成研修を実施し、移動に困難を抱える方を支える人材育成・確保に努めます。 ・福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。 ・サポーター養成講座や出前講座等を通じて、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘に努めます。 	障害福祉課
1-(2)-10	地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方の地域生活における課題の把握に努め、障害者福祉施設だけでなく、幅広い施設等の活用を視野に入れ、関係機関との連携・調整を図りながら、地域資源活用の拡大を図ります。 	障害福祉課

(3) 居住支援

項番	施策名	内容	担当課
1-(3)-1	グループホームの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の地域生活支援の社会資源として重要であるグループホームの質を確保するため、第三者評価を受審し、障害理解に関する外部研修等の受講を受けてサービスの質を確保した事業者を支援します。 	障害福祉課

項番	施策名	内容	担当課
1-(3)-2	グループホームの防災対策	・防災訓練を開催し、又は防災に関する講習会等へ参加する際に要する経費を補助することで、グループホームの安全性の向上を図ります。	障害福祉課
1-(3)-3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・地域生活支援拠点の整備を進め、保健、福祉、医療、介護などの関係機関が連携し、精神障害のある方一人一人の困り事に寄り添い、御本人の意思が尊重されるような支援体制の仕組みづくりを進めます。	障害福祉課

(4) 情報・コミュニケーション

項番	施策名	内容	担当課
1-(4)-1	聴覚に障害のある方に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、意思の疎通の円滑化を図ります。 ・情報・意思疎通支援用具の購入を支援するとともに、情報取得が円滑に出来るよう、ICTを活用した機器等の対象拡大を検討します。 ・資料のリクエストや調べものについて図書館ホームページ対応するとともに、ファクス等で受け付け回答によるサービス提供を行います。 	障害福祉課 図書館
1-(4)-2	視覚に障害のある方に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。 ・情報・意思疎通支援用具の購入を支援するとともに、情報取得が円滑に出来るよう、ICTを活用した機器等の対象拡大を検討します。 ・市報等の「声の広報」の提供、音訳・点訳資料の作成・貸出とそれに伴う機器の貸出、大活字本やLLブックの貸出、対面朗読を実施するとともに、宅配協力員による宅配サービスの拡充と、マルチメディアデイジーの提供に取り組んでいきます。 	障害福祉課 図書館

(5) 子どもへの療育支援

項番	施策名	内容	担当課
1-(5)-1	療育・教育相談事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターひいらぎでは、成長や発達に課題のあるお子さんについて、通所や外来による療育のほか、電話・来所・巡回等、多様な形態での相談を行います。 ・教育相談センターでは、幼児から高校生年齢までの子どもについて、引き続き子どもや保護者のカウンセリングを行います。 	健康課 教育支援課
1-(5)-2	子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。 ・市立小・中学校において教育支援コーディネーターが、個に応じた支援に向けた取組の中心的役割を円滑に行えるよう、教育委員会において教育支援コーディネーター連絡会を開催します。保護者が、子どもへの気づきや支援のあり方について学級担任だけでなく教育支援コーディネーター含め学校側と相談しやすい体制となるよう取り組んでいきます。 ・一人ひとりの子どもの多様な問題に対応するために、スクールソーシャルワーカーによる学校支援の充実を図ります。 ・子どもの課題の背景や保護者の気持ちを的確に把握しながら、専門的な知識を有する相談員等による丁寧な就学相談を実施します。 	教育支援課 教育指導課 学務課

項番	施策名	内容	担当課
1-(5)-3	早期発見・早期療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に応じた切れ目ない支援を行えるよう、児童発達支援センターひいらぎと連携しながら、障害福祉サービスへのつなぎをケース対応等で行います。 ・発達に応じた切れ目ない支援を行えるよう、関係機関が連携する仕組みの強化に取り組みます。 ・早期発見・早期療育のため、関係機関向けの公開講座実施に加え、アウトリーチでの支援を実施し、園での対応を促すための支援を行います。 ・早期発見・早期療育のため、療育病院の心理士による障害者巡回相談を実施し、支援を行うとともに関係機関と連携を図ります。 ・必要な心理的支援を早期に開始できるよう、幼児相談を実施します。 ・早期発見・早期療育のため、積極的な情報提供を行い、関係機関へ速やかにつながるよう分かりやすい説明に努めます。 	障害福祉課 健康課 幼児教育・保育課 教育支援課
1-(5)-4	児童発達支援センター・ひいらぎ事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターひいらぎでは、児童福祉法に基づく児童発達支援事業のほか、独自の療育事業や外来療育等を実施しています。また、医療的にケアが必要な児童の療育を実施しています。 	健康課
1-(5)-5	幼稚園・保育園の入園に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターひいらぎを利用する児童の保護者に対し、個別面談等の機会に幼稚園、保育園入園に関する相談や情報提供を行っていきます。 ・幼稚園、保育園への訪問を積極的に行い、施設での療育指導等にも努めています。 ・医療的ケア児の就園、就学について、関係機関と情報共有する場を設けます。 	障害福祉課 健康課

項番	施策名	内 容	担当課
1-(5)-6	特別支援学級の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・特性に応じた教育を実現するため、対象となる児童・生徒数の状況の把握に努め、特別支援学級のあり方について整理し、子ども的人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図るとともに関係各課と連携していきます。 ・特性に応じた教育を実現するため、関係各課と連携し、市内における配置バランスの他、将来的な需要等、総合的な教育環境の整備に努めていきます。 ・移動などの際の安全を確保し、学校生活の安定や保護者による介助負担の軽減を安定的に図るため、学校に配置している他の支援員等との役割を整理し、介助員配置対象児童生徒の見直しを検討します。 ・個に応じた教育を実現するため、関係各課と連携し子ども的人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実に努めていきます。 ・特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級における指導内容の充実に向け、指導・助言及び教員研修を一層充実させていきます。 	教育企画課 学務課 教育指導課

項番	施策名	内容	担当課
1-(5)-7	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援の提供のため、保育士や、保護者に対して、子どもの理解や関わり方についてなどの助言を行うとともに、児童発達支援センターひいらぎと連携し、フォローグループの保護者会で、小学校での支援や入学後にできる支援等について周知していきます。 ・特別支援教室、通級指導学級（ことばの教室）、特別支援学級、特別支援学校のそれぞれの特徴や入室・入級に関する申し込み方法等について、より分かりやすく伝えられるよう、児童発達支援センターひいらぎをはじめとする関係各課と連携し、周知を図ります。 ・発達に課題があったり、具体的な支援・配慮を望む保護者のニーズが、就学先小学校に明確に伝わるよう、保護者、就学前機関や就学先小学校に丁寧に案内をしていくことで「就学支援シート」の周知と活用を積極的に進めていきます。 ・児童発達支援センターひいらぎでは、「就学支援シート」の周知と活用を積極的に進めていきます。 ・切れ目のない支援の提供のため、関係各課へ保育要録の提供のほか、「就学支援シート」の周知と活用を積極的に進めていきます。 	教育支援課 学務課 教育指導課 健康課 幼児教育・保育課
1-(5)-8	障害児の放課後等の居場所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・既存事業所のサービス水準の向上に向け、情報提供等の支援を行います。 ・障害のあるお子さんの放課後の過ごし場所を確保するため、障害福祉サービス事業所のサービス水準の向上と地域環境の充実に努めます。 ・学童クラブでは、入会予定児童の通う保育所等を訪問し、児童の過ごし方等の状況を把握したうえで、障害児アドバイザーを活用することで、適切な支援を提供できるよう努めます。 	障害福祉課 児童青少年課
1-(5)-9	ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ことばの発達、発音などに心配があるお子さん、保護者に対して、言語訓練・言語相談を行います。 	教育支援課 健康課

項番	施策名	内容	担当課
1-(5)-10	発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターをはじめ、関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目ない支援を提供できるよう、体制整備を進めます。 ・ 保育所等訪問支援事業所や児童発達支援センターひいらぎをはじめとする、関係機関と連携しながらお子さんの生活指導や課題学習、療育等を実施いたします。 ・ 支援を要するお子さんに対する、保育士等の知識向上のため、児童発達支援センターひいらぎと連携し、相談業務や生活指導の支援を行います。 ・ 未就学児の情報を就学後の支援にスムーズに繋げられるよう、要保護児童対策地域協議会の発達支援部会に参加し、切れ目のない支援に向けた情報共有の工夫を図ります。 	障害福祉課 健康課 幼児教育・保育課 教育支援課
1-(5)-11	中等度難聴児発達支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、中等度難聴児発達支援事業を引き続き実施していきます。 	障害福祉課
1-(5)-12	要支援児童等への連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の有無に関わらず、早期の相談や適切なサービスにつなげられるよう、家庭及び児童に寄り添いながら、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携し支援します。 ・ 障害の有無に関わらず、早期の相談や適切なサービスにつなげられるよう、児童発達支援センターひいらぎを中心に、関係機関と連携した発達支援体制の強化をします。 ・ 障害の有無に関わらず、支援を要するお子さんに対し、関係機関と連携し、相談業務や生活指導の支援を行うとともに、保育従事者の理解向上にも努めます。 	子ども家庭支援センター 健康課 幼児教育・保育課

基本方針2に関する施策

(1) 雇用・就業支援

項番	施策名	内容	担当課
2-(1)-1	就労支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方の就労に資するよう、西東京市就労支援センター一歩にて、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行います。 ・関連する事業所等との連絡調整会議の開催等により、地域全体での支援体制や連携体制を深めます。 	障害福祉課
2-(1)-2	市における雇用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・市は雇用者として、障害者雇用を進めるため、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率のさらなる向上を目指します。 	職員課
2-(1)-3	日中活動系サービスの誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の新規参入、既存の事業所の状況把握を行うとともに、情報提供等の支援を積極的に行い民間法人の誘致を進めます。 	障害福祉課
2-(1)-4	就労機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方の就労機会の拡大のため、セミナーの開催や情報交換等を行うとともに、地域や企業との包括連携協定に基づく取組内容を実施します。 	障害福祉課
2-(1)-5	市内の就労系障害福祉サービス事業所での工賃水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にある就労系障害福祉サービス事業所における工賃の向上を図るため、事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進に向けた支援を行います。 	障害福祉課
2-(1)-6	自主製品の販路拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所等で製作された製品の展示・販売を促進するため、地域のイベントへの参画機会の拡大、充実を図ります。 ・販路拡大に有効な方策について、関係各所と情報交換、連携するなど検討を進めます。 ・地域や企業との包括連携協定に基づく取組内容を実施します。 	障害福祉課
2-(1)-7	障害者施設等への優先購入（調達）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。 	障害福祉課 契約課
2-(1)-8	市内事業者への広報・啓発及び情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や企業との包括連携協定に基づく取組内容を実施し、市内事業者への広報・啓発及び情報提供の充実に努めます。 ・障害者雇用にかかわる市内事業者に対して、トライアル雇用やジョブコーチ等を活用して支援を行います。 ・職場開拓等により、障害の特性に合わせて生涯にわたって職業にチャレンジできる環境づくりを進めます。 	障害福祉課
2-(1)-9	市における就労訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市では、就労訓練の一環として市役所内を訓練や実習、インターンシップの場として提供しています。今後も引き続き受入部署、受入人数等の拡大に努めていきます。 	障害福祉課

(2) 余暇活動・生涯学習

項番	施策名	内容	担当課
2-(2)-1	生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「生涯学習推進指針」に基づき、障害の有無に関わらずすべての市民が、生涯学習事を通じて、自己実現を図ることができるよう、取り組みます。 ・高齢者の生きがいづくりに寄与するため、生きがい推進事業では、参加者のニーズを取り入れながら様々な講座を実施します。 ・幅広い市民へ学習できる機会の提供を継続するため、公民館や図書館では、年間を通じて、様々なテーマを扱った講座や講演会を主催します。 ・幅広い市民へ学習できる機会の提供を継続するため、関係部署や関係団体への聞き取りを行うとともに、相乗効果を高める実施方法等について検討を行います。 	障害福祉課 社会教育課 高齢者支援課 公民館 図書館 文化振興課
2-(2)-2	障害のある人のスポーツ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現に向け、年齢、障害の有無に関わらず、市民のスポーツ・運動、健康づくりのきっかけをお手伝いする「スポーツ相談窓口」の充実を図りつつ、スポーツ・運動施設、総合型地域スポーツクラブ及び体育協会と連携しながら、障害者が参加しやすい事業実施を進めます。 	障害福祉課 スポーツ振興課
2-(2)-3	ハンディキャップ・サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館では、市報等の「声の広報」の提供、音訳・点訳資料の作成・貸出、大活字本やLLブックの貸出、対面朗読を実施するとともに、宅配協力員による宅配サービスの拡充と、マルチメディアデイジーの提供に取り組んでいきます。 	図書館
2-(2)-4	障害者学級の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての人が地域で学び合うことの大切さを実感し、より豊かな生活が送れるよう、障害者学級（くるみ学級、あめんぼ青年教室）を実施し、学習の機会を提供します。 ・障害のある人が地域社会を構成する一員としての自覚を培うことを目的とし、体験活動を行います。 	公民館
2-(2)-5	障害のある方の活躍の機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある方が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会を増やします。 ・文化・スポーツ活動など、専門的な知識・技能を活かし、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等を行います。 	障害福祉課 社会教育課

項番	施策名	内容	担当課
2-(2)-6	地域で活動している組織や団体への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくりをより一層推進するために、幅広い年齢層にNPO等市民活動団体の活動を知ってもらえるよう、様々な手法でPRを行います。 ・地域活動やまちづくりを担うNPO等市民活動団体などが自立した活動を行えるよう支援・育成に取り組みます。 	協働コミュニティ課

(3) 家族への支援

項番	施策名	内容	担当課
2-(3)-1	障害のある子どもを持つ保護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のあるお子さんを持つ保護者の理解を深めるため、ペアレントメンターやピアカウンセリングを実施します。 ・発達の相談に関するハードルを下げるため、発達理解に関する講座を実施します。 ・障害のあるお子さんを持つ保護者の相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携し、保護者を支えるための相談支援を行います。 	障害福祉課 健康課 教育支援課
2-(3)-2	家族等に対するレスパイト等支援策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・レスパイトの計画的な利用や緊急ショートの迅速な対応のため、利用等に関する調整を図ります。 ・障害のお子さんを持つ保護者への支援体制の強化のため、重症心身障害児等在宅レスパイト事業を推進します。 	障害福祉課
2-(3)-3	保護者をはじめとする支援者の高齢化に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域生活支援拠点等事業の緊急保護事業と自立生活体験事業の周知と理解促進の取組を行います。 	障害福祉課
2-(3)-4	日中活動系サービスの誘致	2-(1)-3再掲	障害福祉課

基本方針3に関する施策

(1) 啓発

項番	施策名	内容	担当課
3-(1)-1	市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 理解の促進のため、市報や市ホームページ等を活用した継続的な広報・啓発活動を進めます。 障害者週間やイベントの機会等を活用し、障害のある方や障害のある方を支援する方の講話、障害の疑似体験等を通じ、市民の理解の促進を図っていきます。 	障害福祉課
3-(1)-2	当事者団体等の交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者団体が相互に交流する機会の充実を図るなど、当事者同士がそれぞれの障害について理解を深めるとともに、様々な障害を越えた相互のつながりの強化に努めます。 	障害福祉課
3-(1)-3	障害についての理解を図る教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市立学校において、「総合的な学習の時間」等を活用することにより、福祉に関する課題を設定し、障害についての理解促進を図っていきます。その際、市内の関係機関等と連携して指導内容の充実を図っていきます。 	教育指導課
3-(1)-4	地域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 利用者と地域住民の交流が活発になり、地域における日常的なかかわりあいの中で暮らしていくことができるよう地域との交流を推進します。 インクルージョンな共生社会を実現できるよう、共に学ぶ事業を開催し、市民の障害や障害のある人に対する理解を深める事業を開催します。 	障害福祉課 公民館
3-(1)-5	権利擁護に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護に関する支援が必要な事例について、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携し、相談にあたります。 関係各課との定期的な打ち合わせを通じて、成年後見制度の利用に必要な情報共有を図ります。 総合的な権利擁護支援策の充実を目的に、中核機関設置に向けて、必要な機能の整備を行います。 	障害福祉課 地域共生課
3-(1)-6	成年後見制度の適正な利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携しながら、後見人の育成及び活用を図るための研修を行います。 中核機関の整備を実施し、成年後見制度の利用促進を進めます。 成年後見制度の利用開始を円滑に行うため、ケースの初期段階から「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」や地域共生課等と連携します。 	障害福祉課 地域共生課

項番	施策名	内容	担当課
3-(1)-7	地域福祉権利擁護事業の普及と活用	・西東京市社会福祉協議会では、在宅生活をされている認知症の高齢者や知的障害・精神障害のある人などが適正なサービスを利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、助言、利用手続、金銭管理等などの支援を行います。	地域共生課
3-(1)-8	障害のある方への理解促進	・「ちょっと手助けしたい人」が障害のある人をサポートするための「サポーター養成講座」を引き続き実施します。 ・障害のある人等の「ちょっとした手助けが必要な人」が周囲に支援を求めるための手段である、「ヘルプカード」の周知と配布を継続して行います。	障害福祉課
3-(1)-9	悪質商法などの被害の防止	・高齢者や障害のある方をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘などによる消費者被害にあわないよう、注意喚起・啓発に努めるとともに、適切な相談体制の確保を推進します。	協働コミュニティ課
3-(1)-10	障害のある方を支援する設備について、市民への正しい情報提供、意識啓発の推進	・市内各5駅において、放置自転車整理指導員を配置し、違法駐車を含め点字ブロックの上に置いた自転車利用者に対しても注意を促します。 ・市営駐車場において、誘導員を配置し、障害のない利用者が障害者専用駐車スペースに駐車しないよう誘導します。	総務課 交通課

(2) 疾病の予防・早期発見

項番	施策名	内容	担当課
3-(2)-1	健診等の充実	・誰もが適切な治療が受けられるよう、日ごろから安心して相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及を図っていきます。 ・西東京市歯科医師会と連携しながら、通院が困難な人への在宅歯科診療の周知に努めていきます。 ・健康診査の受診方法などの分かりやすい情報提供に努めます。	健康課

項番	施策名	内容	担当課
3-(2)-2	健康寿命の延伸への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方のスポーツ機会の充実や社会との接点の拡大及び健康増進や余暇活動における生活の質の向上のため、障害者スポーツ支援事業の内容の充実を図ります。 ・加齢による身体機能低下をゆるやかにするため、スポーツ機会の充実を図ります。 ・自覚症状がない生活習慣病などの早期発見・早期治療を行うため、健診受診率の向上や運動習慣の定着の促進を進めます。 	障害福祉課 高齢者支援課 健康課 スポーツ振興課
3-(2)-3	リハビリテーション等の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の資源を活用し、障害のある方も安全に地域での健康づくり・リハビリテーション等に取り組めるよう、支援体制の充実を図ります。 	障害福祉課 高齢者支援課 健康課
3-(2)-4	早期発見・早期療育体制の充実	1-(5)-3 再掲	障害福祉課 健康課 幼児教育・保育課 教育支援課

(3) 情報発信

項番	施策名	内容	担当課
3-(3)-1	市役所における窓口対応方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT を積極的に活用し、障害特性に配慮した、利用しやすい対応と手続きの負担軽減のため環境の整備に努めます。 ・市職員に対して、障害や障害のある人に対する理解の促進に努めます。 ・市役所において、行政手続きや各種相談についての通訳ができるよう、引き続き、定期的に、手話通訳者を配置します。 	障害福祉課 市民課
3-(3)-2	障害特性に配慮した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・手話や筆談・コミュニケーションボードの配備、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。 ・個人宛の配付物等について、ICT 等を活用し、(音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用など) 障害特性に合わせた配慮を行います。 ・市が提供する各種情報について、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を行っていきます。 	障害福祉課 図書館
3-(3)-3	アクセシビリテイの確保・維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT を積極的に活用し、障害に応じた情報取得が円滑に出来るよう、情報補償の制度の充実を図ります。 ・誰もがより快適にホームページの閲覧を行えるよう、総務省が作成した「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき、ユーザビリテイやアクセシビリテイに配慮してホームページの運営を行っていきます。 	障害福祉課 秘書広報課
3-(3)-4	投票しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度(投票における配慮)を実施するとともに、障害の有無に関わらず投票しやすい環境に向けた整備の検討を進めます。 	選挙管理委員会

(4) 生活環境・災害対策

項 番	施 策 名	内 容	担 当 課
3-(4)-1	公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の整備にあたっては、「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいてバリアフリー化を進めるとともに、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を十分に行うことによって、実際に利用者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。 ・公共施設等の駐車場においては、できる限り玄関付近に障害者専用あるいは優先で使用できる駐車スペースを確保するように努めます。 ・多くの市民が利用する公共的建築物についても、障害者専用駐車スペースを確保するよう助言等を行っていきます。 ・各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努めるとともに、手すり、だれでもトイレなどの整備の拡充を図ります。 	公共マネジメント課 総務課 教育企画課
3-(4)-2	助成制度の活用によるバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件を満たす小規模な店舗等におけるバリアフリー改修工事等について、その費用の一部を助成することにより、バリアフリー化を支援します。 	都市計画課
3-(4)-3	歩行環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の新設・改良工事を実施する際は、障害のある方や高齢者、妊産婦など、すべての市民が安全に通行できるよう、歩道の段差解消や歩車道の分離を計画し進め、歩行者環境の整備を進めます。 ・視覚障害者誘導用の点字ブロックについて、利用状況等・利用意向を把握しながら、計画的な整備に努めます。 	道路課
3-(4)-4	障害のある方の移動しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、サービスの利用実績を把握しながら、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスについて、安全の確保及び乗客の利便性の確保に取り組みます。 ・障害のある方の移動について、生活等に応じてサービスを選択できるよう、サービス提供体制の検討を行います。 ・一般の交通機関の利用が困難な身体障害者に対して、運転免許を取得するための費用の一部助成を引き続き行います。 ・身体に障害がある方が、就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある場合にその費用の一部を補助します。 ・引き続き、在宅心身障害者の移動に関する経済的な負担軽減を実施します。 	障害福祉課

項 番	施 策 名	内 容	担 当 課
3-(4)-5	誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた整備	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関、民間タクシー、福祉有償運送を含め、障害者や高齢者など、誰もが便利に移動でき、安全・安心して利用できる交通体系の整備・充実を総合的に検討します。 	交 通 課
3-(4)-6	ボランティアの育成と活動の機会の活用	<ul style="list-style-type: none"> 十分な知識を備えたボランティアの育成のため（＝活動者の育成及び地域で支える福祉の基盤整備づくり）、社会福祉協議会と連携しながら、活動内容についての研修会や体験講習会を開催します。 ボランティア活動を支援する体制をつくるため、社会福祉協議会との連携を強化し、活動者の育成及び地域で支える福祉の基盤整備づくりの推進を継続します。 	地 域 共 生 課
3-(4)-7	障害のある人をサポートする仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人等の「ちょっとした手助けが必要な人」が周囲に支援を求めるための手段である、「ヘルプカード」の配布を継続的に実施します。 「ちょっと手助けしたい人」が障害のある人をサポートするための「サポーター養成講座」について、内容や実施方法についてより効果が得られるよう検討を進めます。 	障 害 福 祉 課
3-(4)-8	健診の充実	3-(2)-1 再掲	健 康 課
3-(4)-9	リハビリテーション等の展開	3-(2)-2 再掲	障 害 福 祉 課 高 齢 者 支 援 課 健 康 課
3-(4)-10	避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度（※）の推進	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者個別避難計画や、災害時要援護者登録制度を推進します。 地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。 より具体的な個別避難計画を作成するため、居宅介護支援事業所等福祉事業所へ作成委託を行い作成します。 保健所や相談支援事業所等と協力し、災害時個別支援計画等の策定を進めます。 避難支援等関係者と連携し、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。 	危 機 管 理 課 障 害 福 祉 課 高 齢 者 支 援 課

項番	施策名	内容	担当課
3-(4)-11	防災訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に要配慮者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めていきます。 ・総合防災訓練等の実施にあたっては、市内事業所等を通じて参加を呼びかけます。 	危機管理課 障害福祉課
3-(4)-12	社会福祉施設等と地域の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者等の迅速な避難のため、ハザードマップを活用した、避難確保計画の作成と更新を積極的に促します。 ・地域の防災市民組織を相互協力の対象とするだけでなく、近隣住民の理解を得るように努めます。 ・福祉事業所と要援護者を対象とした施設利用に関する協定の締結に向けて、危機管理課と連携し検討を進めます。 	危機管理課 障害福祉課
3-(4)-13	緊急時の医療等の体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討します。 ・災害時個別支援計画の作成を通じて、緊急時の医療体制について多摩小平保健所と話し合いを実施します。 	危機管理課 健康課 障害福祉課
3-(4)-14	災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手手段の確保に努めます。 ・避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある方等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難所の充実を検討します。 ・歩行者空間のバリアフリー化を促進することで、避難経路の安全性の確保に努めます。 ・医療的ケアを必要とするケースについて、関係機関と連携するとともに、当事者や保護者へ正確な情報提供の仕組みの検討に努めます。 ・危機管理課と連携し、障害のある方等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実を検討します。 ・利用登録をした人に、市内の防災・防犯に関する情報を携帯電話やパソコンにメールで配信する、「安全・安心いーなメール」配信サービスを行います。 	危機管理課 道路課 健康課 障害福祉課

第5章 西東京市障害福祉計画

1 基本的な考え

西東京市障害福祉計画は、3年の計画期間の中で、本市における18歳以上の方への障害福祉サービスの提供量および提供体制の確保方策を定めるものです。

2 国の基本指針に基づく指標

(1) 前期計画の目標の達成状況

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	基準値	目標値	実績値
施設入所者の地域生活への移行数 (令和元年度末時点の施設入所者の6%以上)	1人	9人	〇人
施設入所者数の削減数 (令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上)	6人減	3人減	〇人減

※目標値は令和5年度末時点、実績値は令和4年度末時点

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市では、全世代型地域包括ケアシステムの完成をもって、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築することを目標としていました。

作成中

③ 地域生活支援拠点等の整備

項目	基準値	目標値	実績値
地域生活支援拠点等の整備	未整備	1箇所以上	1箇所整備済
年1回以上の運用状況のPDCA※	未整備	1回以上	〇回実施

※目標値は令和5年度末時点、実績値は令和4年度末時点

④福祉施設から一般就労への移行等

項 目	基準値	目標値	実績値
福祉施設利用者の一般就労への移行数 (令和元年度末の移行実績の 1.27 倍)	26 人	34 人	
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 (令和元年度の移行実績の 1.30 倍)	22 人	29 人	
就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数 (令和元年度の移行実績の 1.26 倍とする)	2 人	3 人	
就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数 (令和元年度の移行実績の 1.23 倍とする)	2 人	3 人	
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の内、 7 割が就労定着支援事業を利用する	10%	70%以上	
就労定着支援事業所の内、就労定着率が 8 割以上の事業 所を全体の 7 割以上とする	50%	70%以上	

※目標値は令和 5 年度末時点、実績値は令和 4 年度末時点

作成中

⑤福祉施設から一般就労への移行等

項 目	基準値	目標値	実績値
児童発達支援センターを 1 箇所以上設置 (こどもの発達センターひいらぎのセンター化を含む。)	未設置	1 箇所以上	
児童発達支援センター等における保育所等訪問支援事 業の実施体制の整備	未整備	実施	
重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等 デイサービスの事業所を 1 箇所以上確保	未整備	1 箇所以上	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	未設置	設置	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0 人	配置	

※目標値は令和 5 年度末時点、実績値は令和 4 年度末時点

⑥相談支援体制の充実・強化等

現在実施している相談支援部会の活用に加え、基幹相談支援センターと市内の3つの地域活動支援センターとの更なる連携強化に向けた情報交換の場の設置を検討し、相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保を目標としていました。

作成中

⑦障害福祉サービスの質の向上

現在実施している事業所連絡会を活用しながら、障害福祉サービスの質の向上に向けた体制を構築することを目標としていました。

(2) 本計画における成果目標の設定

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目	基準値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
施設入所者の地域生活への移行数 (令和4年度末時点の施設入所者の5%以上)	●人	●人移行
施設入所者数の削減数 (令和4年度末時点の施設入所者の5%以上)	●人	●人減少

作成中

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

③地域生活支援の充実

項 目	現状値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
地域生活支援拠点等の整備	●箇所	
年1回以上の運用状況のPDCA※	●回	
強度行動障害を有する障害のある人への支援体制の整備	●	

作成中

④福祉施設から一般就労への移行等

項 目	現状値	目標値 (令和8年度末)
福祉施設利用者の一般就労への移行数 (令和3年度末の移行実績の1.28倍)	○人	
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 (令和3年度の移行実績の1.31倍)	○人	
就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 (令和3年度の移行実績の1.29倍)	○人	
就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 (令和3年度の移行実績の1.28倍)	○人	
就労定着支援事業の利用者数 (令和3年度の利用実績の1.41倍)	○人	
就労移行支援事業終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を、就労移行支援事業所の半数以上	○箇所	
就労定着支援事業所の内、就労定着率が7割以上の事業所を全体の7割以上とする	○箇所	

作成中

⑤相談支援体制の充実・強化等

項 目		目標値 (令和8年度末)
基幹相談支援センターの設置		2か所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	〇回
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	〇回
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	〇回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	〇回
	主任相談支援専門員の配置数	〇人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討実施回数	〇回
	参加事業者・機関数	〇か所
	専門部会の配置数	〇部会
	実施回数	〇回

作成中

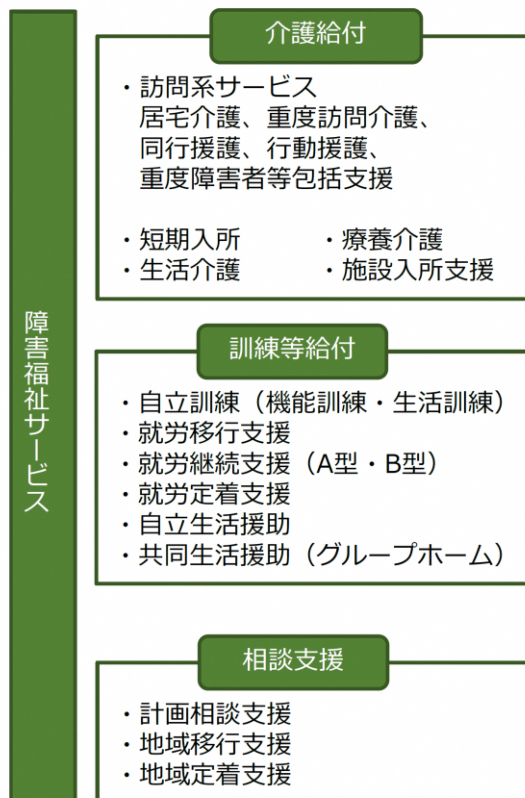
⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかわる体制の構築

項 目	目標値 (令和8年度末)
都道府県が実施する障害福祉サービス等にかかわる研修その他の研修への市町村職員の参加人数	〇人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析	実施
分析結果の事業所や関係自治体等との共有回数	〇回

作成中

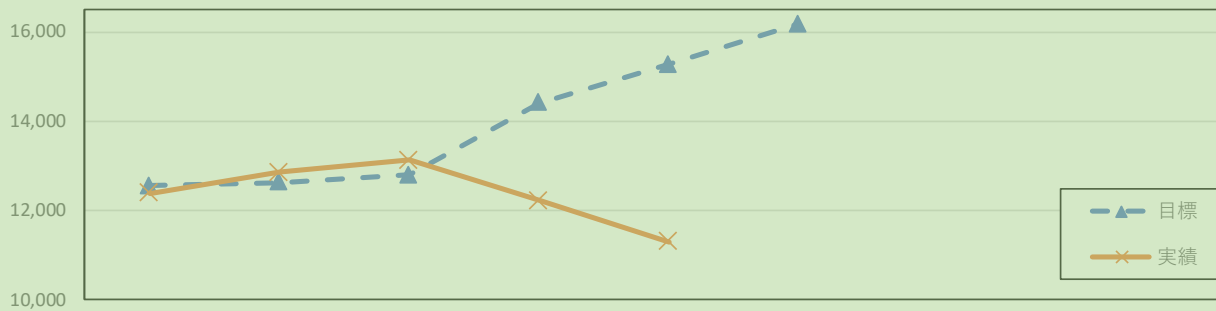
3 障害福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 障害福祉サービスの体系



(2) 介護給付

①訪問系サービス



	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	12,540	12,624	12,792	14,400	15,264	16,180			
実績	12,385	12,849	13,121	12,217	11,289				

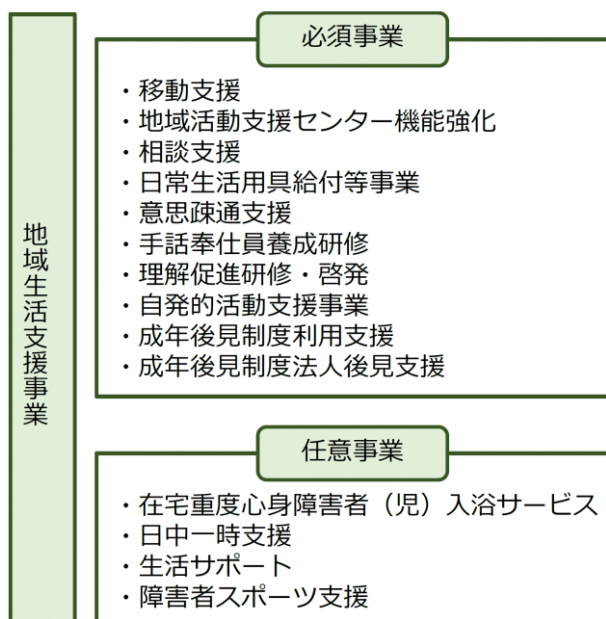
①サービスの利用実績

②今後の利用見込みと確保方策

別紙資料をご覧ください

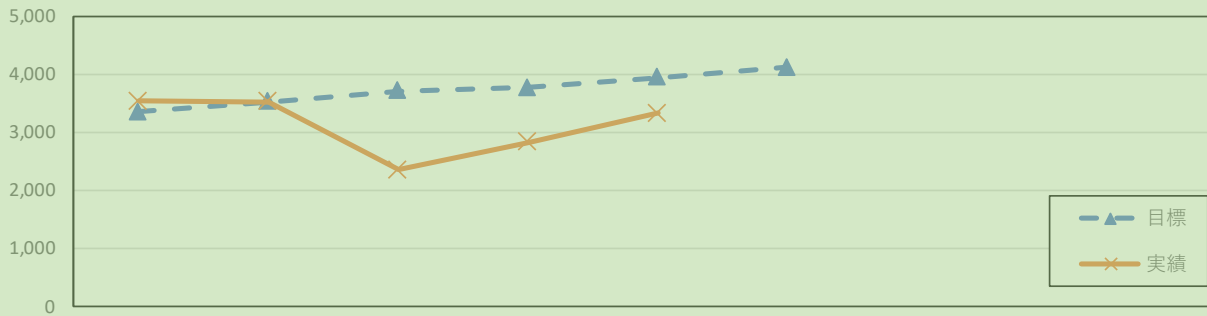
4 地域生活支援事業の見込み量と確保策

(1) 地域生活支援事業の体系



(2) 必須事業

① 移動支援事業



	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	3,354	3,533	3,712	3,775	3,944	4,120			
実績	3,545	3,526	2,353	2,832	3,328				

① サービスの利用実績

② 今後の利用見込みと確保方策

別紙資料をご覧ください

第6章 西東京市障害児福祉計画

1 基本的な考え

西東京市障害福祉計画は、3年の計画期間の中で、本市における18歳未満の方への障害児福祉サービスの提供量および提供体制の確保方策を定めるものです。

2 国の基本指針に基づく指標

(1) 前期計画の目標の達成状況

① 障害児支援の提供体制の整備等

項 目	基準値	目標値	実績値
児童発達支援センターを1箇所以上設置 (こどもの発達センターひいらぎのセンター化を含む。)	未整備	1箇所以上	○箇所
児童発達支援センター等における保育所等訪問支援事業 の実施体制の整備	未整備	実施	○
重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等 デイサービスの事業所を1箇所以上確保	未整備	1箇所以上	○箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	未整備	設置	○
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0人	配置	○人

※目標値は令和5年度末時点、実績値は令和4年度末時点

(2) 本計画における成果目標の設定

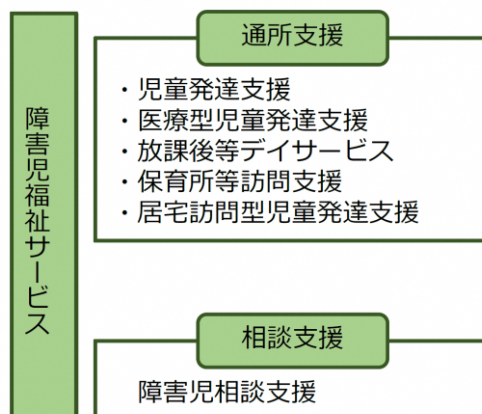
① 障害児支援の提供体制の整備等

項 目	基準値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)
児童発達支援センターの設置	1か所	〇か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	〇か所	〇か所
医療的ケア児等の支援に関して、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	〇	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	〇人	〇人

作成中

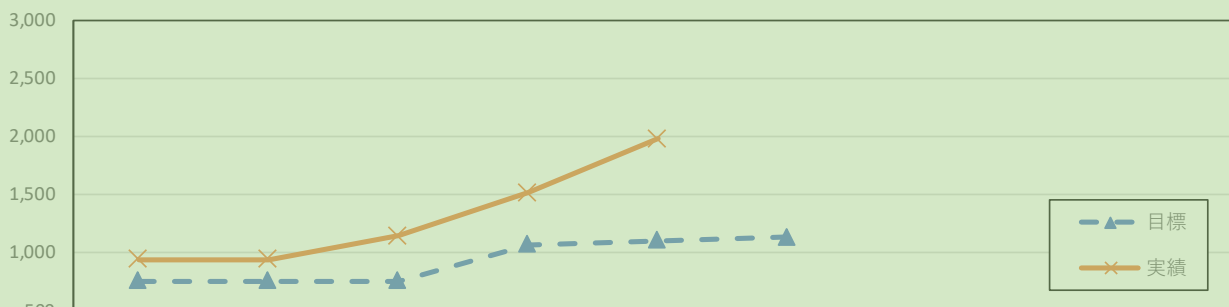
3 障害児福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 障害児福祉サービスの体系



(2) 通所支援

① 児童発達支援



	第1期計画			第2期計画			第3期計画		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標	752	753	754	1,067	1,099	1,132			
実績	937	940	1,142	1,513	1,980				

① サービスの利用実績

② 今後の利用見込みと確保方策

別紙資料をご覧ください

第7章 計画の着実な推進に向けて

1 計画の進捗状況のモニタリング

2 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの提供体制の整備

3 市民参加の推進

作成中